

市立敦賀病院医業未収金回収業務委託仕様書

この仕様書において、業務委託者市立敦賀病院を甲、業務受託者を乙とする。

1 業務内容

次の各号に定める業務を対象とする。

- イ 委任債権にかかる債権数、債権金額の確認業務
- ロ 債務者又は債務者の関係者（以下「債務者等」という。）との折衝（架電、受電、来訪対応、文書発送、文書受領等による。）
- ハ 上記ロに付随する回収業務
- ニ 居住不明者に係る住所等の調査業務
- ホ 死亡債権等保証人や相続人への回収業務
- ヘ 債権及び債務者等に関する各種データの管理及び報告事務
- ト 甲指定の金融機関口座への弁済金等の入金確認及び報告事務
- チ 上記ト以外への入金があった場合、上記トへの振込又は甲に持参する業務及び報告事務
- リ 上記ヘ、ト、チに付随する事務作業

2 業務遂行にかかる注意事項

次の各号に定める業務については以下のとおり取り扱うものとする。

- イ 訴訟等、法的手続きを要する場合及び弁護士照会、内容証明郵便発送業務等特殊な手続きを行う場合については別契約とし、対象業務としないこと。
- ロ 債務者破産等の事実が判明した場合、当該債権にかかる業務を中止し、甲に対し報告すること。
- ハ 債務者死亡の場合、相続人を調査し、甲に報告したうえで当該相続人に対し債権を回収すること。

3 甲が乙に対して提供する情報

業務遂行に必要な情報は以下のとおりとし、甲は乙に対し、電磁的媒体で提供するものとする。

- イ 債務者（死亡債権等の保証人を含む。）等の氏名、住所、電話番号
- ロ 債権額
- ハ その他、業務に必要な情報

4 乙が回収した金額

乙が回収したとみなす金額とは次の各号に掲げるもの総和を言い、その他のものについては乙が回収した金額とは認めないこととする。

- イ 本契約期間中に乙が回収した金額
- ロ 本契約期間中に乙の業務の成果により直接甲に支払われた金額

5 その他

乙は、市立敦賀病院医業未収金回収業務委託事業者選定プロポーザルにおいて、企画提案した内容を遵守すること。